

審 査 基 準

令和4年6月1日作成

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第104条の4第6項(第105条第2項において準用する場合を含む。)
処 分 の 概 要：運転経歴証明書の交付
原権者（委任先）：長野県公安委員会
法 令 の 定 め： 道路交通法第104条の4第1項、第2項、第5項及び第6項（申請による取消し）、 第105条第2項（免許の失効） 道路交通法施行令第39条の2の5（運転経歴証明書の交付）、第39条の2の6（運 転経歴証明書の交付） 道路交通法施行規則第30条の10（運転経歴証明書の交付の申請の手続）
審 査 基 準： （判断基準が「法令の定め」に尽くされている処分であることから、審査基準を定め ることを要しない。）
標 準 処 理 期 間： 交付の申請が、申請による免許の取消しを行い、又は失効した免許に係る免許証を 交付した長野県公安委員会に対して行われた場合は、次に掲げるとおり。（行政庁の 休日は含まない。） (1) 北信運転免許センター、東信運転免許センター及び中南信運転免許センター ：1日 (2) 警察署（長野南警察署、佐久警察署及び塩尻警察署を除く。）：40日 (3) 長野市松代交番、上田市丸子交番、佐久市臼田交番、辰野町交番及び池田町 交番：40日
申 請 先： 1 即日交付を希望する場合 北信運転免許センター、東信運転免許センター又は中南信運転免許センター 2 即日交付を希望しない場合 (1) 警察署（長野南警察署、佐久警察署及び塩尻警察署を除く。） (2) 長野市松代交番、上田市丸子交番、佐久市臼田交番、辰野町交番又は池田町 交番
問 い 合 わ せ 先：東北信運転免許課北信運転免許センター（電話：026-292-2345）
備 考：